

## 国費契約におけるオープンカウンター方式による見積依頼について

広島県警察本部

広島県警察本部では、国費で発注する物品等の調達に関し、オープンカウンター（公募型見積合わせ）方式による見積合わせを実施しています。

参加を希望される場合は、以下の留意事項を熟読の上、見積書を提出してください。

### 【留意事項】

#### 1 見積合わせに参加する者に必要な資格等

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。  
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 警察庁から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 警察当局から、暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する事業者又はこれに準ずる者として、国発注業務等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (5) 別添「暴力団排除に関する誓約事項」について誓約できる者であること。
- (6) 上記のほか、案件ごとに参加資格を定めている場合には、当該参加資格を有している者であること。

#### 2 見積書の提出について

- (1) 見積書は任意の様式としますが、以下の事項を記載等してください。

※ 別添「見積書記載要領」を参照してください。

ア 見積書提出年月日

イ 宛名

「支出負担行為担当官 広島県警察会計担当官」又は「広島県警察本部長」としてください。

ウ 参加者の住所、氏名（法人の場合はその名称又は商号及び代表者の職氏名）、連絡先及び押印

※ 押印を省略する場合は、書類の発行者の住所、氏名及び連絡先のほか、本件事務担当者  
の氏名及び連絡先

エ 案件名称及び数量

公表した契約案件名（品名、規格等）及び数量を記載してください。

オ 見積金額

消費税及び地方消費税込みの金額で作成してください。

- (2) 以下のいずれかに該当する見積書は、これを無効とします。

ア 必要な資格を満たさない者が提出したもの

イ 見積書の記載に不備があり意思表示が明確でないもの

ウ 同一の者が同一の契約案件について、2通以上提出されたもの

エ 不当な価格のつり上げ（下げ）、談合等の背信行為又は連合と認められる場合及びその疑いがある場合

オ 金額を訂正したもの

カ 錯誤により提出されたと認められるもの

キ 誤字及び脱字等により意思表示が明確でないもの

ク 見積書が提出期限までに到達しなかったもの

ケ 「鉛筆」や「消せるボールペン」等の容易に消すことができる筆記用具等で記載されたもの

(3) 見積書の提出は持参、郵送、電子メール又はFAXとします。

ア 郵送の場合は、封筒の表に「〇〇(案件名) オープンカウンター見積書在中」と朱書きしてください。

イ 電子メール又はFAXで提出する場合は、必ず到達の確認を行ってください。

(4) 見積書作成に要する費用等は見積参加者の負担とします。

(5) 暴力団排除に関する誓約事項

見積参加者は、見積書の提出をもって別添「暴力団排除に関する誓約事項」に誓約したものとします。また、虚偽の誓約若しくは誓約に反することとなった場合は、当該者の提出した見積書を無効とします。

### 3 同等品について

仕様書に「同等品可」と記載された案件において、同等品により見積りをされる場合は、見積書提出前に、同等品と認められるかどうかについて、担当者へカタログ等（品名、規格の分かるもの）を提出し、承認を得てください。

### 4 契約相手方の決定

提出された有効な見積書のうち、予定価格の範囲内で最低価格（消費税込み）を提示された事業者を契約の相手方といたします。

契約金額は、原則として、見積書に記載されている金額（消費税込み）となります。

### 5 見積合わせ結果について

契約の相手方として決定した事業者のみ連絡します。

なお、見積書を提出された事業者の方は、見積書提出期限経過後に問い合わせいただければ決定業者及び金額についてお伝えします。

### 6 契約書等作成の要否について

会計法令等の規程に基づき、契約金額に応じ、指定の契約書または請書を作成していただきます。（契約金額によっては作成を省略する場合があります。）

### 7 その他

(1) 上記4において、同価の見積もりが2人以上ある場合には、予算決算及び会計令第83条の規定に倣い、くじ引きにより決定します。

(2) 参加者不在の場合又は予定価格に達した見積書がない場合には、別途選定した者へ見積書の提出を依頼し、随意契約の協議を行うことができるものとします。

(3) 調達案件等の相手方を決定するために必要と認める場合は、見積参加者に対して追加資料の提出を求める場合があります。

(4) 調達案件に係る言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(5) 契約担当官等の都合により、見積依頼途中であっても、調達を中止する場合があります。